
QA5 海のモニタリングの実施状況はどうなっているのですか。

福島県沖、宮城県沖、茨城県沖等で採取した海水や海底土、海洋生物の放射性物質の濃度を測定しています。

海のモニタリングについては、「総合モニタリング計画」及び「平成 24 年度海域モニタリングの進め方」に沿って、福島県沖、宮城県沖、茨城県沖等を対象に、①海水、②海底土及び③海洋生物に含まれる放射性物質の濃度を測定しています。

①海水

東京電力福島第一原子力発電所事故直後と比べると、最近では、海水の放射性物質の濃度は下がってきています。平成 24 年 4 月から 11 月の放射性セシウムの測定値は、東京電力福島第一原子力発電所の放水口付近を除くと 1 ベクレル/L を下回る水準*です。

※:食品衛生法における飲料水に係る新基準値である 10 ベクレル/L の 10 分の 1 以下です。

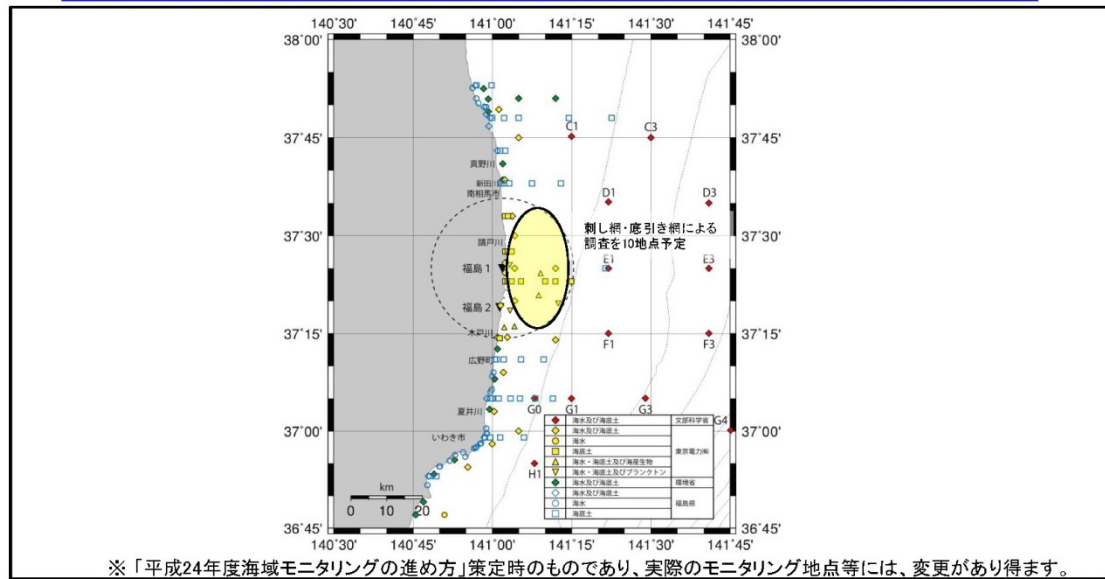
②海底土

海底土の放射性セシウムの濃度については、平成 24 年 4 月から 10 月の測定値は、福島県沖において約 10～4,500 ベクレル/kg (乾土) の範囲となっており、海底の地形や土質、海流の影響により、ばらつきが見られます。なお、海底土に含まれる放射性物質による海上における放射線の影響は、水による放射線の遮へい効果により、限定的であると考えられます。

③海洋生物

海洋生物の放射性セシウムの濃度の傾向は生物の種類によって異なります。海を広く回遊するカツオ・マグロ類、サンマ等では、これまで基準値 (100 ベクレル/kg) を超える測定結果は得られていません。東京電力福島第一原子力発電所事故直後に高い濃度が検出されたシラス等の表層に棲む魚や、貝類及びエビ・カニ類等の無脊椎動物からも、基準値を超える放射性セシウムは測定されなくなりました。ヒラメ、カレイ類等の海底近くに棲息する魚類では、依然、基準値を超える放射性セシウムが検出されることがありますが、その割合は減少傾向にあります。なお、基準値を超える放射性セシウムを含む水産物については出荷の自粛等の措置が採られています。

福島県沿岸の海域モニタリングの測定 (平成24年度海域モニタリングの進め方より)



※ 原子力規制委員会「放射線モニタリング情報」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>

※ 原子力規制委員会「海域モニタリングの進め方」(平成26年4月1日)

http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/10000/9073/24/204_3_20140401.pdf

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第7章 57 ページ「沿岸海域(推移)」

下巻 第7章 58 ページ「海水と海底土の濃度」

下巻 第7章 59 ページ「海水濃度の推移」

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日

改訂日：平成27年3月31日